

工場審査および製品試験の不適合処置規程

この規定は、以下の審査・調査・試験において、不適合が発生した場合の処置方法について規定する。

【初回審査】

1. 工場審査 (=品質管理体制A・Bの審査)
2. 17025適合性調査
3. 製品試験(=JIS規格適合性試験)

【定期認証維持審査】

4. 工場審査 (=品質管理体制A・Bの審査)
5. 17025適合性調査
6. 製品試験(=JIS規格適合性試験)
8. JISマーク等の使用

【臨時の認証維持審査及び抜き打ち審査】

以下の中から必要に応じて実施

4. 工場審査 (=品質管理体制A・Bの審査)
5. 17025適合性調査
6. 製品試験(=JIS規格適合性試験)
8. JISマーク等の使用

1. 工場審査 (品質管理体制A・B) における不適合

- 1.1 審査員は、不適合が発生した場合、不適合の分類(重大/軽微)を判定し、F4-09「是正処置報告書(審査員用)」に記入する。F4-09「是正処置報告書」に対する回答は4週間以内に提出することを顧客に伝える。

注：重大な不適合とは

- (1) 認証を行っているレディーミクストコンクリートが日本工業規格に合致しない場合。
- (2) 認証取得者の品質管理体制が基準 A または B に合致しない場合であって、認証に係るレディーミクストコンクリートが日本工業規格に合致しなくなる恐れのある場合。

その他の要求事項に対する不適合は軽微な不適合とする。

1.2 是正処置及び再審査

- (1) 重大な不適合の報告を受けた場合にはJIS認証部長は、速やかに“再審査日”を決定し、「是正処置の有効性の検証」を計画し、再審査を指示する。
- (2) 軽微な不適合の場合JIS認証部長は、顧客から提出されたF4-09「是正処置報告書(審査員用)」一式にて検証する。

2. 17025 適合性調査における不適合

17025 書面調査及び現場調査において、不適合が発生した場合は、F4-09「是正処置報告書(審査員用)」を発行し、処置する。

ただし、現地調査(スランプ/空気量/塩化物含有量)において、試験状態・試験手順・試験機器設備等における不適合の場合は、それらの状態で行われた試験結果を、審査の判定には活用しない。

3. 審査での製品試験における不適合

社内規定及び/または配合計画書に適合しない場合は不適合とする。

3.1 スランプ又はスランプフロー、及び空気量

- ①製品試験時に不適合の場合、JIS A 5308の9.1によって新しく試料を採取して“1回”に限り9.3又は9.4及び9.5 によって試験 (=追加試験)をおこなう。
- ②「追加試験」で不適合の場合は、“再審査し再試験”をする。

3.2 塩化物含有量

製品試験時に不適合の場合、“再審査し再試験”をする。

3.3 強度

JIS Q 17025認定試験機関における製品試験結果に不適合が発生した場合、審査を中止し“再申請”とする。再申請の受付は、JIS認証部長が是正処置の完了を確認した場合とする。

3.4 是正処置および再審査（再試験）

- ①審査員は、F4-09 是正処置報告書（審査員用）を発行し、“4週間以内に提出すること”、重大な不適合の場合は提出後再審査（再試験）することを、顧客に伝える。
- ②JIS認証部長は、是正処置報告書（審査員用）受理後、重大な不適合の場合は早い時期に“再審査日(再試験)”を決定し、「是正処置の有効性の検証」を実施する。軽微な不適合の場合は、JIS認証部長が是正処置報告書の内容を確認し、その可否を判断し、必要に応じて現地での検証を実施する。

【定期認証維持審査】及び【臨時の認証維持審査及び抜き打ち審査】

4 工場審査（品質管理体制A・B）における不適合

4.1 審査員は、不適合が発生した場合、不適合の分類(重大／軽微)を判定し、F4-09「是正処置報告書（審査員用）」に記入する。F4-09「是正処置報告書」に対する回答は4週間以内に提出することを顧客に要求する。

4.2 不適合の分類が重大であった場合、

- ①審査員は、4.1の要求と同時にJISマーク等の使用及びJISマークを使用した製品の出荷の自粛を依頼する。
- ②審査員は速やかにJIS認証部長に連絡し、臨時の判定委員会の開催を要求する。

注)重大な不適合とは

- (1) 認証を行っているレディーミクストコンクリートが日本工業規格に合致しない場合。
- (2) 認証取得者の品質管理体制が基準 A または B に合致しない場合であって、認証に係るレディーミクストコンクリートが日本工業規格に合致しなくなる恐れのある場合。
- (3) JIS マーク等の誤用等についての JIS 認証部長からの要求に、的確に又は速やかに応じていないことが確認された場合。

その他の要求事項に対する不適合は軽微な不適合とする。

4.3 判定委員会および臨時判定委員会で「重大な不適合」が判定された場合、認証の一時停止または認証取り消しとする。

注) 認証の一時停止を決定した場合、F4-37「認証の一時停止通知」にて認証取得者にJISマークの使用及びJISマークを使用した製品の出荷停止の請求を実施するとともに一時停止解除に係る是正を要求する。是正処置報告書の内容を確認し必要に応じて現地での検証を実施する。是正処置報告書が提出され、是正処置の有効性を確認した場合は、一時停止を解除する。一時停止解除の条件が満たされない場合は、認証を取り消すことがある。

4.4 軽微な不適合に対する是正処置

JIS認証部長は、顧客から提出されたF4-09「是正処置報告書(審査員用)」一式にて検証する。

5. 17025 適合性調査における不適合

17025 書面調査及び現場調査において、不適合が発生した場合は、F4-09「是正処置報告書(審査員用)」を発行し、処置する。

ただし、現地調査(スランプ/空気量/塩化物含有量)において、試験状態・試験手順・試験機器設備等における不適合の場合は、それらの状態で行われた試験結果を、審査の判定には活用しない。

6. 製品試験における不適合

6.1 スランプ又はスランプフロー、及び空気量

- ①製品試験時に不適合の場合、JIS A 5308の9.1によって新しく試料を採取して“1回”に限り9.3又は9.4及び9.5によって試験(=追加試験)をおこなう。
- ②「追加試験」で不適合の場合、重大不適合とする。

6.2 塩化物含有量

製品試験時に不適合の場合、重大不適合とする。

6.3 強度

JIS Q-17025認定試験機関における製品試験結果に不適合が発生した場合、重大不適合とする。

7. 上記5項及び6項における不適合に対する処置は、4項に準じる。

8. JISマーク等の誤用等が確認された場合

8.1 審査員は、JISマーク等の誤用等が確認された場合、速やかに適切な使用を指示するとともに、F4-09「是正処置報告書(審査員用)」に記入する。F4-09「是正処置報告書」に対する回答は4週間以内に提出することを顧客に要求する。

注) JISマーク等の誤用等についての要求に、的確に又は速やかに応じていないことが確認された場合、認証の一時停止とする。